破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２７２号
福岡県久留米市藤光町925番地648
債務者　中嶌　正博
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７９号
福岡県小郡市三国が丘６丁目38番地、旧住所福岡市東区和白３丁目６番20ー603号
債務者　鬼塚　邦彦
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３１９号
福岡県うきは市吉井町福益81番地
債務者　大塚　真里
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５５号
長野県安曇野市穂高柏原779番地３
債務者　宇留賀麻紀
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４６８号
名古屋市中村区中村本町１丁目109番地の１
債務者　富永基煥こと　鄭　　基煥
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４２号
愛知県小牧市曙町124番地　あけぼのハイツ４－Ｄ号
債務者　清水　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０５号
山口県岩国市御庄３丁目124番地６　コーポ錦102号
債務者　日浦　恭子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１０６号
山口県岩国市車町１丁目６番23号
債務者　沖村　俊郎
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３３０号
高知市栄田町１丁目５番12―503号　コミュニティ住宅１号棟
債務者　久松　通子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０８号
高知市北本町１丁目１番１号　山崎マンション205
債務者　中平　佳代
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１０号
高知市薊野北町２丁目３番10号
債務者　濵田　裕次
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２３号
高知市大津乙1234番地１　柳川コーポ402号室
債務者　山本　京佑
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３５号
高知市一宮中町２丁目１番18号　ヴィラ一宮Ｃ棟３Ｄ
債務者　大黒浅太郎
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３８号
高知市潮見台３丁目1306番地
債務者　堀内美恵子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４７号
高知市長浜6283番地24　カーサ城山301
債務者　國松　浩恵
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５２号
高知市佐々木町11番地３　四国電力佐々木アパート203
債務者　近藤　美佐
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６０号
高知市和泉町10番１号
債務者　松村　英一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　高知地方裁判所破産係